

○吹田市文化会館条例施行規則

制 定 平成 24. 3. 30 規則 18

最近改正 平成 30. 3. 30 規則 30

（趣旨）

第1条 この規則は、吹田市文化会館条例（昭和59年吹田市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 吹田市文化会館（以下「文化会館」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

（休館日等）

第3条 文化会館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（使用の申請）

第4条 文化会館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、代表者及び担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）
- (2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに入場料等徴収の有無（以下「使用日時等」という。）

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 大ホール、中ホール及び小ホール（以下本則において「ホール」という。）、レセプションホール、楽屋並びに控室を使用しようとする場合 使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の1年前の日の属する月の初日から使用日の20日前（レセプションホールについては、使用日の3日前）まで
- (2) リハーサル室、練習室、集会室、展示室、茶室、和室、会議室及び屋上庭園を使用しようとする場合 使用日の6月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで（ホール又はレセプションホールと併用する場合は、前号に規定する期間）
- (3) 附属設備等を使用しようとする場合 使用しようとする施設の区分に応じ前2号に規定する期間

（使用許可書の交付及び提示）

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

2 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、文化会館の施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

（使用期間）

第6条 文化会館の施設を引き続き使用できる期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール、楽屋及び控室（レセプションホール控室を除く。） 7日間

(2) 展示室 10日間

(3) レセプションホール、リハーサル室、練習室、レセプションホール控室、集会室、茶室、和室、会議室及び屋上庭園 2日間（ホールと併用する場合は、第1号に規定する期間）

（特別の設備の設置等）

第7条 文化会館の施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用内容の変更）

第8条 使用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

（使用時間の超過）

第9条 使用時間の超過は、文化会館の運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

（使用の取消し）

第10条 使用者は、文化会館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出

しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等
- (3) 取消しの理由
(附属設備等)

第11条 条例別表に規定する市長が定める附属設備等の使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで又は午後5時30分から午後10時までの各時間帯における使用ごとに、別表に定めるとおりとする。

(使用料の減額又は免除)

第12条 条例第7条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が公用で使用する場合は、免除する。
- (2) 指定管理者が文化会館の設置目的を達成するために使用する場合は、市長が別に定めるところにより減額し、又は免除する。
- (3) その他市長が特に必要があると認める場合は、市長が別に定めるところにより減額し、又は免除する。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 使用日時等
- (3) 減額又は免除の理由
(使用料の還付)

第13条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合
既納使用料の10割
- (2) 使用者が次に掲げる日前に使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割
 - ア ホール、レセプションホール、楽屋及び控室 使用日の3月前の日
 - イ リハーサル室、練習室、集会室、展示室、茶室、和室、会議室及び屋上庭園 使用日の1月前の日
- (3) 使用者が前号に規定する日前に使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割

2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称等

- (2) 許可を受けた使用日時等
(使用者の守るべき事項)

第14条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用施設の定員を超えて入場させないこと。
(2) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
(3) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
(4) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
(5) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第15条 職員が文化会館の管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第16条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第17条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定)

第18条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
(2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
(3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類
(4) 団体の概要を記載した書類
(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第10条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第19条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第20条 指定管理者は、市民が文化会館の施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定の取消し等）

第21条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例第10条第1項に規定する団体でなくなったとき。

(2) 条例第10条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

（読替え）

第22条 指定管理者が文化会館の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、第13条第1項並びに第17条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（選定委員会の委員の委嘱等）

第23条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 文化に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(4) 吹田市の職員 1人以内

（選定委員会の委員長及び副委員長）

第24条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（選定委員会の会議）

第25条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（選定委員会の意見の聴取等）

第26条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（選定委員会の運営に関する事項）

第27条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

（選定委員会の庶務）

第28条 選定委員会の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

（申請書等の様式）

第29条 この規則に規定する申請書等の様式は、都市魅力部長が定める。

（委任）

第30条 この規則に定めるもののほか、文化会館の管理運営に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に吹田市文化会館条例施行規則を廃止する規則（平成24年吹田市教育委員会規則第2号）による廃止前の吹田市文化会館条例施行規則（昭和59年吹田市教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日から平成24年6月30日までの間は、第12条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条第2項」と、同項第1号イ、第18条第1項及び第21条第1号中「第10条第1項」とあるのは「第14条第1項」と、第13条第1項中「第7条第3項ただし書」とあるのは「第9条第3項ただし書」と、第18条第2項中「第10条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、第21条中「第10条第4項」とあるのは「第14条第4項」と、同条第2号中「第10条第3項」とあるのは「第14条第3項」とする。

附 則（平25.3.29規則31）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の吹田市文化会館条例施行規則第12条第1項の規定は、平成25年4月1日以後に使用料の減額又は免除の申請があった場合について適用し、同日前に使用料の減額又は免除の申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則（平28.1.14規則2）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の吹田市文化会館条例施行規則（以下「新規則」という。）第12条第1項第3号の規定は、平成28年2月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 新規則第12条第1項第3号の規定の適用を受けることにより既納の使用料に過納が生ずるときは、使用日の当日までに限り、過納金の還付を申請することができる。

附 則（平成28.3.31 規則24）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30.3.30 規則30）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の吹田市文化会館条例施行規則別表の規定は、平成30年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

附属設備等使用料

1 舞台関係設備等使用料

オーケストラピット	大ホール用	1式 5,000円
	中ホール用	1式 4,000円
大せり（大ホール用）		1式 2,000円
小せり（大ホール用）		1式 1,000円
音響反射板	大ホール用	1式 8,000円
	中ホール用	1式 4,000円
	小ホール用	1式 1,000円
仮設用花道（中ホール用）		1式 4,000円
落語舞台セット		1式 3,000円
能舞台		1式 20,000円
松羽目・竹羽目（大ホール用）		1式 5,000円
松羽目（中ホール用）		1式 2,500円
所作台		1台 200円
平台		1台 150円
指揮者台（譜面台付き）		1台 500円
譜面台		1台 100円
びょうぶ（金・銀・とりの子）		1双 2,500円
ひもせん		1枚 200円
山台用長布団		1枚 200円
スモークマシン（専用液を除く。）	ディフュージョン	1台 3,000円
	ロスコ	1台 2,000円
ドライアイスマシン（ドライアイスを除く。）		1台 2,000円
雪かご装置（雪を除く。）		1式 1,000円
演台		1台 500円
花台		1台 300円
めくり台		1台 100円
畳		1枚 100円
上敷		1枚 300円
地がすり（黒・グレー）		1枚 5,000円
ロンリユームマット		1式 5,000円
しゃ幕（白・黒・グレー）		1枚 2,000円
ジョーゼット幕（大ホール用・中ホール用）		1列 2,000円
ジョーゼットアーチ（小ホール用）		1列 1,000円

2 舞台照明関係設備等使用料

大ホール用Aセット（ボーダーライト1式、サスペンションライト72灯、シーリングスポット32灯、フロントサイドスポット36灯及びホリゾントライト1式）	1式 15,000円	
中ホール用Aセット（ボーダーライト1式、サスペンションライト64灯、シーリングスポット32灯、フロントサイドスポット36灯及びホリゾントライト1式）	1式 13,000円	
小ホール用Aセット（ボーダーライト1式、サスペンションライト12灯、シーリングスポット12灯、フロントサイドスポット8灯及びホリゾントライト1式）	1式 5,000円	
大ホール用Bセット（ボーダーライト1式、サスペンションライト36灯、シーリングスポット24灯、フロントサイドスポット28灯及びホリゾントライト1式）	1式 10,000円	
中ホール用Bセット（ボーダーライト1式、サスペンションライト32灯、シーリングスポット18灯、フロントサイドスポット28灯及びホリゾントライト1式）	1式 8,000円	
小ホール用Bセット（ボーダーライト1式、サスペンションライト8灯、シーリングスポット8灯、フロントサイドスポット8灯及びホリゾントライト1式）	1式 4,000円	
大ホール用Cセット（ボーダーライト1式、サスペンションライト18灯、シーリングスポット12灯及びフロントサイドスポット20灯）	1式 5,000円	
中ホール用Cセット（ボーダーライト1式、サスペンションライト18灯、シーリングスポット12灯及びフロントサイドスポット20灯）	1式 4,500円	
小ホール用Cセット（ボーダーライト1式、サスペンションライト4灯、シーリングスポット4灯及びフロントサイドスポット4灯）	1式 2,500円	
フットライト	1列 1,000円	
フットライト（花道用）	1列 500円	
ピンスポット	クセノン2キロワット（大ホール用）	1台 3,000円
	クセノン1キロワット（中ホール用）	1台 2,000円
	クセノン500ワット（小ホール用）	1台 1,000円
	ハロゲン	1台 1,000円
スポットライト	1.5キロワット	1台 500円
	1キロワット	1台 300円
	500ワット	1台 200円
ストリップライト	12灯	1台 300円
	8灯	1台 200円
パーライト	1キロワット	1台 300円
	500ワット	1台 200円
LEDパーライト	1台 500円	
ACライト	1式 500円	
エフェクトスポット（マシン・先玉・種板付き）	1台 1,500円	

ミニエフェクトスポット（マシン・先玉・種板付き）		1台 1,000円
オーロラマシン		1台 1,000円
ファイヤーマシン		1台 1,000円
波マシン		1台 1,000円
エリスポットライト（附属品付き）		1台 300円
LEDエリスポットライト		1台 500円
マルチストロボ		1台 1,500円
ミラーボール（直径450ミリメートル・直径300ミリメートル・直径240ミリメートル）		1台 1,000円
ブラックライト		1台 400円
トーマタルタワー		1式 2,000円
ミニブルライト	9灯	1台 500円
	2灯	1台 300円
移動式LED照明調光卓	大ホール用・中ホール用	1台 7,000円
	小ホール用	1台 3,500円
DMXワイヤレスシステム		1式 1,000円
DMXスプリッター	2入力8出力	1台 1,000円
	1入力4出力	1台 500円
電飾		1式 2,000円

3 音響関係設備等使用料

スピーカー	プロセッサ型	1台 2,000円
	ハネ返り	1台 1,000円
マイク	コンデンサー	1本 1,000円
	ワイヤレス	1本 1,000円
	ダイナミック	1本 700円
ダイレクトボックス		1台 700円
3点吊り装置		1式 1,000円
エレベーター装置		1式 1,000円
マイクスタンド（卓上型・床上型・フレキシブル・ブーム型）		1台 200円
オーディオミキサーAタイプ（音声信号処理をアナログからデジタルに変換して行うもの）		1台 5,000円
オーディオミキサーBタイプ（音声信号処理をアナログのまま行うもの）		1台 2,500円
カセットテープレコーダー		1台 1,000円
CDプレーヤー		1台 1,000円
MDプレーヤー		1台 1,000円
デジタルマルチエフェクター		1台 1,000円

4 映写設備使用料

スクリーン	常設	1式 2,000円
	可搬型	1式 1,000円
オーバーヘッドプロジェクター（スクリーン付き）		1台 1,000円
ビデオプロジェクター		1台 2,000円
液晶モニター		1台 1,000円

5 中継設備使用料

テレビ録画・中継	1式 12,000円
ラジオ録音・中継	1式 6,000円
録音・録画（放送外）	1式 3,500円

6 楽器使用料

グランドピアノ	外国製	1台 12,000円
	日本製	1台 7,000円
アップライトピアノ・グランドピアノ（練習室用）		1台 1,000円
電子オルガン		1台 3,000円
大太鼓（台車・バチ付き）		1台 1,000円

備考 ピアノの使用料には、調律料を含まない。

7 その他使用料

展示パネル	1枚 200円
椅子	1脚 50円
長机	1脚 100円
ホワイトボード	1台 200円
座布団	1枚 50円
表彰盆	1枚 100円
持込器具	1キロワットにつき 300円

備考 持込器具の定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、その端数を1キロワットに切り上げて算定する。